

社会福祉法人ノマド福祉会 ケアハウス管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ノマド福祉会(以下「法人」という。)が経営するケアハウスはる(以下「施設」という。)の管理運営についての必要な事項を定め、もって業務を適正かつ円滑に執行し、利用者の日常生活の充実を向上を図ることを目的とする。

(管理運営方針)

第2条 施設の管理運営については、高齢者の特性に配慮した居住環境を整え、利用者の自主性を尊重して、明るく、心豊かに生活できるように運営することを目的とする。

(利用者の定員)

第3条 利用者の定員は50名とする。

(利用者の資格)

第4条 施設を利用できる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 年齢は60歳以上であること。ただし、夫婦で利用する場合はいずれかが60歳以上であること。
- (2) 自炊ができない程度の身体機能低下等が見られる者、または高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者で、かつ家族による援助を受けることが困難な者。
- (3) 伝染性疾患及び精神的疾病を有しない者。
- (4) 認知症による行動障害を有しない者。
- (5) 日常生活を営むのに介助を有しない者。
- (6) 身元保証人がいること。

ただし、何らかの事情により身元保証人を定めることができない場合は、その事情等を勘案して対応を協議するものとする。

(利用料)

第5条 施設利用料等の額は、国が定める基準により、法人の理事長が定めるものとする。

第2章 職員及び職務

(職員の職種及び定数)

第6条 施設に次の職員を置く。

- | | |
|-------------|------|
| (1) 施設長・事務員 | 1名 |
| (2) 相談員 | 1名 |
| (3) ケアワーカー | 2名 |
| (4) 栄養士 | 1名 |
| (5) 調理員 | (委託) |
| (6) 守衛員 | (委託) |

2 前項に定めるもののほか、必要に応じその他の職員を置くことができる。

3 調理業務を他の者へ委託した場合は、第1項6号の調理員は置かないものとする。

(職務)

第7条 施設長は、理事長の命を受けて所属職員を指揮監督し、施設の職務を統括する。
職員は、施設長の命を受けて施設の業務に従事する。

第3章 利用及び退所

(利用申し込み)

第8条 施設の利用を希望する者は、利用申込書に掲げる書類を添付して施設長に申し込むものとする。

- (1) 前年度の収入が確認できるもの。
- (2) 前年度の必要経費が確認できるもの。
- (3) 住民票
- (4) 健康診断書
- (5) 連帯保証人書

施設長は、利用申込書の提出があったときは、その内容を確認のうえ利用申込者名簿に記載をし、登録するものとする。

(入所判定委員会)

第9条 施設長が利用者を決定するにあたって、適正を期するため諮問機関としてケアハウス入所判定委員会を置く。

委員会の構成及び運営などについては、別に定める。

(利用の決定)

第10条 施設長は、利用申込者が第4条に規定する条件に該当すると認めたときは、委員会に諮るものとする。

(利用の契約)

第11条 施設を利用することになった利用申込者は、理事長と利用契約を締結しなければならない。

(利用台帳等の整備)

第12条 施設長は利用者の施設利用前及び施設利用中の身体状況、家庭状況等を記録した利用者台帳を整備し、利用者の健康管理、相談または助言等に資するものとする。

(退居)

第13条 利用者が施設を退居しようとするときは、退居届けを提出しなければならない。

(死亡)

第14条 施設長は、利用者が死亡したときは、身元保証人に連絡する等必要な措置をとるものとする。

(利用の取消)

第15条 施設長は、利用者が次の第1項各号に該当するときは、利用を取り消すことができる。

- 1
 - (1) 不正な手段により入居したり、提出書類へ虚偽の事項を申告したとき。
 - (2) 利用料等の支払いを怠って、その滞納額が3カ月分に達したとき。
 - (3) 日常の起居動作に介助を必要とし、施設における生活が著しく困難と認められたとき。
 - (4) 身体的疾患または精神的疾病若しくは障害のため、施設での生活に著しい支障があると認められたとき。
 - (5) 施設長の承認を得ないで居室の造作または模様替えを行い、かつ現状に戻さないとき。
 - (6) 金銭管理、各種サービスの利用について、適切な判断ができなくなったとき。
 - (7) 共同生活の秩序を著しく乱し、他の入居者に迷惑をかけているとき。
 - (8) 前各号のほか、施設での生活が不相当と認められるとき。
- 2 利用者が疾病治療のため継続6カ月以上病院に入院し、施設を利用しないとき、または利用しないと見込まれるときは、施設の利用について施設長は、利用者または身元保証人と協議するものとする。

第4章 利用者に対するサービス

(基本原則)

第16条 利用者の生活については、老人福祉法の理念に基づき、利用者がその心身の状況に応じて快適なものであるように配慮されなければならない。

(相談・助言等)

第17条 利用者に対しては、種々の相談に応ずるとともに、適切な助言をおこない、必要に応じて行政機関、各種サービス実施者と十分な連携をとり、その有効な利用について援助をおこなうものとする。

(食事)

第18条 利用者には、高齢者に適した食事を毎日三食提供するものとする。
食品の調理加工及び保管は衛生的におこない、栄養士により毎日の献立表を作成して栄養のバランスに留意するものとする。

(入浴)

第19条 入浴は週3回以上とし、利用者が定められた時間帯に入浴できるようにするものとする。
シャワーは毎日使用できるようにするものとする。
入浴の個別介助は、原則としておこなわないものとする。

(生活援助)

第20条 利用者に対しての日常生活の援助は、原則としておこなわないものとする。
利用者が入居後において、心身の障害等により家事等が自力でできず、または疾病等により介護が必要になった場合には、在宅サービスが受けられるように努めるものとする。この場合、所要の費用は利用者の負担となる。

(金銭の管理)

第21条 諸事情により利用者、または、身元保証人等による金銭の保管管理が困難な場合は、利用者等の依頼の基づき、別に定める「預り金取扱い要領」に従い利用者の金銭管理を支援するものとする。

第5章 利用者が守る事項

(利用者心得)

第22条 施設長は利用者が守るべき利用要項を利用者に配布し、その趣旨の徹底を図らなければならない。

(外出及び外泊)

第23条 利用者は、外出または外泊をしようとするときは、外出簿または外泊届によって届け出るものとする。

(来訪者)

第24条 来訪者は来訪者名簿に記入しなければならない。
来訪者が施設に宿泊しようとするときは、施設長の承認をえなければならない。

(健康保持)

第25条 利用者は健康保持に努め、施設でおこなう健康診断を必ず受けるものとする。

(安全保持)

第26条 利用者は常に災害の防止及び安全保持に努め、施設と協力し活動するものとする。

(環境整備)

第27条 利用者は常に居室を整理整頓し、清潔で良好な環境の保持に努めるものとする。
利用者は施設の内外の清掃、除草等の環境整備には積極的に協力するものとする。

(身辺変更の届出)

第28条 利用者は、施設の利用後に身上についての重要な事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を施設長に届け出るものとする。

(融和と信頼)

第29条 利用者は、利用者相互の親睦と信頼を深め、良き隣人として融和し、互いの人権を尊重して生活するものとする。

(居室の工作)

第30条 利用者は、施設長の承認を得ないで、居室内の形状を変更するような工作等をしてはならない。

(損害賠償)

第31条 利用者は、故意または重大な過失によって建物、設備または備品等に損害を与えたときは、その損害を賠償し、または原状に回復しなければならない。

第6章 非常災害対策

(防災)

第32条 施設長は、非常災害その他緊急の事態に備え、防火計画を定めるものとする。
施設長は、非常災害等を想定しての防火訓練を実施するものとする。

第7章 虐待防止のための措置に関する事項

(虐待防止)

第33条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
(2) 虐待の防止のための指針を整備する。
(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第8章 ハラスメント防止に関する事項

(ハラスメント防止)

第34条 事業者は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指す。
利用者及びご家族が事業所の職員に対して次のようなハラスメント等行為を行ったことが確認された場合は改善を求め、それでも解消されない場合は、この契約を解除する場合がある。

①身体的暴力

叩く、蹴る、手を払いのける、物を投げつける 等

②精神的暴力

罵倒や威嚇、脅迫、蒸し、理不尽な要求を繰り返す、威圧的な態度をとる、長時間の叱責 等

③セクシャルハラスメント

必要もなく手や腕を触る、抱きしめる、性的・卑猥な言動をする 等

④その他(全各号に準ずる行為)

職員への誹謗中傷、人格を否定する発言、合理的な理由のない長時間の拘束や謝罪の要求、社会通念上相当程度を超えるサービス提供の要求 等

第9章 雑則

（記録の整備）

第35条 施設長は、施設の管理及び運営の状況を明らかにするため、必要な記録を整備しておかなければならない。

（地域社会との交流）

第36条 施設長は、常に地域社会との連携を深め、利用者が地域の一員として交流するよう努めなければならない。

第37条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、施設長が別に定めることができる。

附則

この規定は平成11年9月1日から実施する。

この規定は令和 2年4月1日から実施する。

この規定は令和 6年4月1日から実施する。

この規定は令和 7年4月1日から実施する。